

鈴鹿第7地域包括支援センターだより

**自分が望む生活を送るために
介護保険制度を活用してみませんか？**



Q) 介護保険とは？

A) 介護の負担を社会全体で支えあう社会保険制度です。保険料を皆で負担し、介護が必要となった時に、必要なサービスが利用できる仕組みとなっています。

Q) 介護保険サービスを受けられる人って？

A) ①65歳以上で、介護が必要であると認定された人

②40歳以上65歳未満の人で、加齢が原因とされる病気(特定疾病)により介護が必要であると認知された人

③基本チェックリストで生活機能の低下がみられた人

Q) 介護・介護予防サービスを利用するには？

A) 要介護認定や基本チェックリストを受け『介護や支援が必要』と認定されることが必要です。申請は鈴鹿亀山地区広域連合・市役所内長寿社会課・地区市民センターでできます。基本チェックリスト実施については、地域包括支援センターにお問い合わせ下さい。

Q) 申請は誰ができるの？

A) 本人・家族です。他に地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業者・介護保険施設・成年後見人等が代行申請を行うことができます。

■介護保険制度の詳細については、地域包括支援センターに、ぜひご相談ください！

**サンプルのはずが
意図せぬ定期購入に・・・**

見守り
新鮮情報

新聞の折込広告で通常の半額の「拡大鏡」を見つけ、販売業者に注文の電話をした。その際「目に良いサプリメントのサンプルを送る」と言われた。後日拡大鏡とサプリメントが届いたが、同封の「明細書兼請求書」には、拡大鏡が「プレゼント」、サプリメントが約3千円と記載されていた。その後2カ月連続、同じサプリメントが届いたので、おかしいと思い「明細書兼請求書」を改めて確認すると「1年定期」と記載があった。注文した覚えはない。(80歳代)

【ひとこと助言】

◎新聞広告の通販やテレビショッピング等の電話注文時に、別の商品やサンプル等を勧められ承諾したところ、そちらが主契約の定期購入になっていたという相談が寄せられています。

◎たとえサンプルであっても注文品以外のものを勧められたら、興味がなければきっぱり断り、興味を持った場合も、定期購入になっていないか等の詳細を確認し、説明が理解できなければ断りましょう。

◎商品到着後は、明細書等で定期購入契約になっていないか確認することが大切です。意図せず定期購入になっていたら、すぐに販売業者に申し込んでいないことを伝えましょう。

■困ったときは、鈴鹿亀山消費生活センター
TEL:375-7611・消費者ホットライン
188へご相談ください。

《鈴鹿第7地域包括支援センターりんどう》

住所：鈴鹿市南若松町1番地

電話：380-5280



〈スタッフ〉

主任ケアマネジャー 青島・伊藤
保健師 森重

社会福祉士 高畑・横地

ケアマネジャー 椎名・堀口・山本
事務員 片川